
「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

日証協 平成 23 年 3 月 15 日

本協会では、本年 3 月 15 日の自主規制会議において、「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正を行った。

今般、日本公認会計士協会において、3 月 15 日付で「業種別委員会報告第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』」（以下「第 40 号報告」という。）及び「業種別委員会研究報告第 7 号『証券会社における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』」が改正され、委員会報告等公表物の名称を明確化する観点から第 40 号報告の名称が変更等されたことに伴い、「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正を行うこととした。

本規則改正は、平成 23 年 3 月 15 日から施行されている。

本規則改正の趣旨骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 3 月 15 日
日本証券業協会

1. 改正の趣旨

今般、日本公認会計士協会において、3月15日付で「業種別委員会報告第40号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』」（以下「第40号報告」という。）及び「業種別委員会研究報告第7号『証券会社における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』」が改正され、委員会報告等公表物の名称を明確化^(注)する観点から第40号報告の名称が変更等されたことに伴い、別紙のとおり、「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正を行うこととする。

2. 改正の内容

日本公認会計士協会「第40号報告」の名称を「業種別委員会実務指針第40号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』」に改めるなど所要の整備を図る。 (第2条)

3. 施行の時期

この改正は、平成23年3月15日から施行する。

以 上

(注) 平成22年8月11日付「日本公認会計士協会が公表する委員会報告等の公表物の体系及び名称について」(http://www.hp.jicpa.or.jp/specialized_field/main/post_1396.html)を御参照ください。

「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」の一部改正について

平成 23 年 3 月 15 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(監査法人等による分別管理監査等)</p> <p>第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、日本公認会計士協会「業種別委員会実務指針第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』(平成 23 年 3 月 15 日)」及び「業種別委員会研究報告第 7 号『証券会社における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』(平成 23 年 3 月 15 日)」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人(次項において「監査法人等」という。)による分別管理の法令遵守に関する検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査(以下「分別管理監査等」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 } 3 } (現 行 ど お り) 4 }</p> <p align="center">付 則</p> <p>この改正は、平成 23 年 3 月 15 日から施行する。</p>	<p>(監査法人等による分別管理監査等)</p> <p>第 2 条 会員は、金商法第 43 条の 2 第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項及び第 2 項の規定による顧客資産の分別管理の状況について、毎年 1 回以上定期的に、日本公認会計士協会「業種別委員会報告第 40 号『金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する検証業務の取扱いについて』(平成 20 年 10 月 31 日)」及び「業種別委員会研究報告第 7 号『証券会社における顧客資産の分別管理に関する合意された手続業務について』(平成 20 年 10 月 31 日)」に定めるところにより、公認会計士又は監査法人(次項において「監査法人等」という。)による分別管理の法令遵守に関する検証業務又は合意された手続業務に係る分別管理監査(以下「分別管理監査等」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 } 3 } (省 略) 4 }</p>

以 上